

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 奥村悦夫 ほか37名

被告 国ほか4名

準備書面(37)
原告準備書面(34)の主張の補強

2019年 5月 日

松山地方裁判所 御中

原告 ○○選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告準備書面(34)の主張の補強

原告ら準備書面(34)で「被告国準備書面(1)・(2)・(4)及び求釈明に対する回答書に対する反論——憲法上の原告らの「権利」に対する被告国の「義務」の被告国の「回答」の違憲・違法」を述べた。当書面では、『『戦争法』訴訟の経過一覧表』を示し、被告国が、憲法上の原告らの「権利」に対する被告国の「義務」(説明責任)を果たしていないことを明らかにする。

「戦争法」訴訟の経過一覧表

書面	書面・証拠等(原告:明朝/被告:●ゴシック文字/口頭弁論:網)
訴状/提訴:2016.6.17 原告38名 被告国(内閣) 被告愛媛選出塩崎ら国会議員4名 証拠説明書(1) 甲 1~6	①「戦争法」立法内容が、憲法前文・9条・13条・99条に反し違憲。 ②「戦争法」立法手続きが憲法 96 条・参議院規定等に反し違憲違法。 ③被告ら①②の違憲違法行為により、原告等の具体的な「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」が侵害された。 ④憲法 17 条(何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる)、国家賠償法1条に基づき、被告らの違法行為により被った損害(精神的苦痛慰謝料)請求(各千円)。
第1回口頭弁論申立書	第1回口頭弁論に対する申立書(口頭弁論主義の求め) 2016.11.24
審理計画の協議の申立書	民訴法 147 条の 3 に基づく審理計画の協議の申立書(計画的審議求め)2016.11.24
●国答弁書/2016.12.6 ●塩崎ら答弁書/2016.12.7	訴状内容に対する求釈明 憲法 51 条(両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない)と訴えの棄却を求める。
第1回口頭弁論 /2016.12.14	原告:訴状陳述/原告 K・K・O 意見陳述 被告国:答弁書陳述 被告塩崎等:答弁書陳述
準備書面(1)/2017.1.16 証拠説明書(2) 甲 7~17	被告国の求釈明に対する回答など
第2回口頭弁論申立書	第2回口頭弁論に対する申立(2017.3.17)
●国第1準備書面 証拠説明書(1) 乙 1 /2017.3.21	①「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」は具体的権利でない。 ②国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害がない。 ③訴えの棄却。
第2回口頭弁論 /2017.3.29	原告:準備書面(1)の要旨を K・O 陳述 被告国:第1準備書面陳述
準備書面(2)/2017.7.19	被告ら準備書面(1)の認否・主張への反論—反論の概要と立法行為における国賠法上の違法性判断条件と判断順序について
準備書面(3)/2017.7.19	被告国準備書面(1)に対する反論—その2 及び求釈明—被告らの認否・主張が事実誤認・理由不備、失当であることの概要
準備書面(4)/2017.7.19 証拠説明書(4)甲 21/7.20	被告国準備書面(1)に対する反論—その3—本件「戦争法」が憲法に反し違憲であること
準備書面(5)/2017.7.19	被告国準備書面(1)に対する反論—その4—平和的生存権には具体的権利性がある
準備書面(6)/2017.7.19 証拠説明書(3) 甲 18~20	被告国準備書面(1)に対する反論—その5—本件立法行為は国家賠償法上の違法を免れない
準備書面(7)/2017.7.26	準備書面(5)及び同(6)の訂正
第3回口頭弁論申立書	第3回口頭弁論に対する申立(2017.7.24)

第3回口頭弁論 ／2017.8.2	原告:O 準(2)/K 準(4)/K 準(5)陳述/(2)~(7)陳述 被告塩崎等:第1準備書面陳述
●国第2準備書面 証拠説明書(2) 乙 2~16 ／2017.11.10	「戦争法」の概要説明(原告の①に対して違憲・違法でなく適法)。 ①「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」は具体的権利でない。 ②国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害がない。 ③訴えの棄却。
準備書面(8)／2017.11.27	被告国準備書面(2)に対する求釈明
準備書面(9)／2017.11.27	被告国準備書面(2)に対する反論(概要)
第4回口頭弁論申立書	第4回口頭弁論に対する申立(2017.11.27)
第4回口頭弁論 ／2017.11.29	原告:K・O・K 準(8)陳述/O 準(9)陳述 被告国:第2準備書面陳述
●国第3準備書面 ／2018.3.8	追加原告による請求の追加申立書を受けて国第1準備書及び国第2準備書の準用
準備書面(10)／2018.3.30	被告国準備書面(2)に対する反論—第4 2(5)イ「平和的生存権」は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益であること
準備書面(11)／2018.3.30	被告国準備書面(1)および(2)に対する反論—本件「戦争法」による人格権・平和的生存権・不断の努力の侵害
準備書面(12)／2018.3.30	被告国準備書面(1)および(2)に対する反論—本件「戦争法」による人格権・平和的生存権・不断の努力の侵害—平時における不断の努力による権利の維持の予防概念とそのため諸活動
準備書面(13)／2018.3.30	被告国準備書面(1)および(2)に対する反論—第三者の権利の援用に基づく本件「戦争法」による人格権・平和的生存権侵害
準備書面(14)／2018.3.30 証拠説明書(5) 甲 22~41	被告国準備書面(1)および(2)に対する反論—原告 O の人格権・平和的生存権の侵害及び損害
文書提出命令申立書 ／2018.3.30 証拠説明書(6) 甲 42.43	「戦争法」は違憲だと現職自衛官が、「防衛出動命令に従う義務がないことを求める確認訴訟」(東京高裁)書面/国、存立危機事態の発生は想定できないと主張=「戦争法」の立法事実(理由・要因)が不存在。
準備書面(15)／2018.3.30	被告国準備書面(1)および(2)に対する反論—本件「戦争法」による憲法改正・決定権の侵害とその損害
準備書面(16)／2018.3.30 証拠説明書(7) 甲 44・45	被告国準備書面(2)に対する反論—「第3 平和安全法制の概要」に基づく戦争法は違憲である
準備書面(17)／2018.3.30 証拠説明書(8) 甲 46 証拠説明書(9) 甲 47~49	被告国準備書面(1)及び(2)に対する反論—本件「戦争法」が違憲・違法であること
準備書面(18)／2018.3.30	原告 K の平和的生存権の具体的な侵害
第5回口頭弁論申立書	第5回口頭弁論に対する申立(2018.4.13)
第5回口頭弁論 ／2018.4.25	原告:K 準(10)陳述/O 準(12)陳述 被告国:第3準備書面陳述 被告塩崎ら:第2準備書面陳述
●国第4準備書面 ／2018.7.9	④(=①+②)「憲法改正・決定権」は、国賠法の救済が受けられる権利ないし法的利益とはいえない。 ⑤(=①)第三者(現職自衛官)の侵害に係わる主張の否定。 ⑥「文書提出命令の申立」の必要を否定。
準備書面(19)／2018.8.13	被告国第4準備書面に対する反論の概要及び求釈明
準備書面(20)／2018.8.17	国賠法の関係における「戦争法」の違憲性と立法行為の違法性
準備書面(21)／2018.8.22	被告国第4準備書面に対する反論—(文書提出命令は必要であること)
第6回口頭弁論申立書	第6回口頭弁論に対する申立(2018.8.27)
第6回口頭弁論 ／2018.8.29	原告:K 準(21)陳述/O 準(19)陳述 被告国:第4準備書面陳述
準備書面(22)／2018.10.	主張について「理由・根拠」を示さない被告に対する求釈明

●国第5準備書面	原告準備書面(21)の文書提出命令申立への反論(2018.10.26)
準備書面(23)／2018.12.25	本件「戦争法」が違憲・違法であること
準備書面(24)／2018.12.25 証拠説明書(10) 甲 50～54	「戦争法」の憲法適合性について
準備書面(25)／2018.12.25	被告国への反論－国賠法上の違法性の判断基準の認識の事実誤認
準備書面(26)／2018.12.25	被告国への反論－憲法改正・決定権は具体的な権利であること
準備書面(27)／2018.12.25 証拠説明書(11) 甲 55～64	被告国への反論－「人格権」に関する主張の事実誤認・理由不備・失当
準備書面(28)／2018.12.25 証拠説明書(12) 甲 66～77	被告国への反論－平和的生存権は、国賠法上の具体的な権利
準備書面(29)／2018.12.25	被告国第5準備書面への反論－事実誤認・理由不備であり失当である
準備書面(30)／2018.12.25	本件は第三者の援用を認める強度の必要性が存在する場合に該当
証拠申出書／ 2018.12.25 証拠説明書(13) 甲 78 意見書(仙波敏郎)甲 79	S 元警察官の第三者の援用に関する証人尋問 現職警官「裏金」内部告発(甲 78)
●国一求釈明に対する回答書／2018.12.25	原告準備書面(19)・(22)の求釈明に対する回答
第7回口頭弁論申立書 口頭弁論の録音の申立書	第7回口頭弁論申立(2019.1.7) 口頭弁論の録音の申立(2019.1.7)
第7回口頭弁論/2019.1.16	原告: O 準(26) 陳述/K 準(28) 陳述/Y 録音の許可について陳述／被告国:第5準備書面陳述/求釈明に対する回答書陳述
準備書面(31)／2019.2.12 証拠説明書(14) 甲 80	被告国第5準備書面への反論－原告らの「不断の努力」を侵害する本件「戦争法」と文書提出命令文書の関係
文書提出命令申立事件 決定／ 2019.3.18	裁判所: 文書提出命令申立を却下／理由: 本件文書を取り調べる必要性は認められない。
準備書面(32)／2019.4.25	被告国第5準備書面に対する反論－本件「戦争法」の立法行為・立法内容の違法性の審査・判断が不可欠であること
準備書面(33)／2019.4.25	被告国準備書面(1)及び(2)に対する反論－「人権としての平和」に反する「戦争法」の違憲・違法性とそれにより被る精神的苦痛
準備書面(34)／2019.4.25	被告国準備書面(1)・(2)・(4)及び求釈明に対する回答書に対する反論－憲法上の原告らの「権利」に対する被告国の「義務」の被告国の「回答」の違憲・違法
準備書面(35)／2019.4.25	被告国準備書面(1)及び(2)並びに(4)に対する反論－本件「戦争法」は違憲・違法であり、立法化には憲法改正手続きが不可欠である
証拠申出書／ 2019.5.7	原告 2 名の証人尋問
第 8 回口頭弁論申立書	第 8 回口頭弁論に対する申立(2019.5.7)
準備書面(36)／2019.5.9	本件「戦争法」は違憲・違法であり、「立法事実」などが不存在である
準備書面(37)／2019.5.15	原告準備書面(34)の主張の補強
請求の趣旨の追加的変更 /2019.5.15	請求の趣旨の追加的変更／本件「戦争法」の「立法事実」の不存在、「立法目的」と「手段選択」の正当性・相当性がないこと。
第 8 回口頭弁論/2019.5.15	

結語

憲法前文で「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類

普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」と、主権者と代表者の関係を謳っている。本件は、通常の人間の争いの裁判の原告と被告の関係ではなく、この前文が謳う主権者の権利と国の権限と義務の関係が継がれる。したがって、被告国の「回答」（「求釈明に対する回答書」2018年12月25日付け）は、憲法上の原告らの「権利」に対する被告国の「義務」（説明責任）を満たしておらず、違憲・違法である。また、「『戦争法』訴訟の経過一覧表」が示すように、被告国の準備書面は、主権者である原告らの準備書面の主張・立証に対する被告国の義務としての説明責任を果たす準備書面とはなっておらず、違憲・違法がある。

以上